

常盤工業会奨学生（大学院）募集要項

山口大学大学院創成科学研究科（工学系）（以下「本研究科」という。）に、山口大学工学部同窓会一般社団法人常盤工業会（以下「常盤工業会」という。）からの寄附金による「常盤工業会奨学金」（以下「奨学金」という。）を設け、企業、研究機関等が求める優秀な人材を育成するため、本研究科において学位取得をめざす学生の経済支援を目的として、成績、人物共に優秀な大学院生を対象として返還を要しない奨学金を支給する「常盤工業会奨学生（大学院）」（以下「奨学生」という。）を次のとおり募集します。

1. 奨学金の種類、金額、採用予定人数等

種類	金額	採用予定人数	目的
タイプA	年額 50 万円	後期課程の各学年 1 名	年間授業料程度の支援
タイプB	年額 25 万円	後期課程の各学年 4 名	半期授業料程度の支援
タイプC	年額 10 万円	前期課程の各学年 10 名 後期課程の各学年 2 名	研究遂行に付随する経費程度の支援

※ ただし、10 月入学の学生への奨学金の金額及び支給時期については、令和 5 年 12 月に令和 6 年 3 月までの奨学金として半額を支給し、令和 6 年 4 月以降に募集要項の申請対象者の要件を満たしていることの確認ができ次第、残りの半額をお支払いする予定です。

2. 申請対象者

奨学金の支給対象者は、本研究科に在籍する学生で、申請時において、次の各号（タイプB及びタイプCは第 1 号を除く。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口大学工学部（以下「学部」という。）を卒業後、前期課程を修了し、後期課程に在学する者
- (2) 常盤工業会会員で終身会費（以下「同窓会会費」という。）を支払った者又は現在において支払っている者
- (3) 成績優秀及び研究能力があると認められた者
- (4) 後期課程において、現在までに博士 3 年取得経済支援制度（期間短縮制度）を受けていない者
- (5) 休学中でない者
- (6) 修業年限を超えていない者
- (7) 国費留学生又は政府派遣留学生でない者

3. 奨学生の責務

奨学金の受給者は、次の責務を負うものとします。

- (1) 指導教員の指導のもと、山口大学工学部在学学生に対する教育研究を支援することになります。
- (2) 翌年度の 4 月末までに、研究成果報告書（様式 3）を創成科学研究科長へ提出してください。ただし、10 月入学の学生には提出時期を別途お知らせします。
- (3) 常盤工業会から、奨学金に関する報告の求めがある場合には、これに応じることになります。

4. 申請手続等

(1) 申請書類

(ア) 給付申請書（様式 1）

(イ) 指導教員推薦書（様式 2-1）・研究業績（様式 2-2）

タイプCに申請する博士前期課程の者で、山口大学工学部の卒業生以外は、上記のほか次の(ウ)も提出すること

(ウ) 成績証明書（大学（学部）、短期大学又は高等専門学校等（以下「大学等」という。）の成績証明書。

※申請書類の様式は、工学部HPからダウンロードしてください。

工学部HPアドレス

<https://www.yamaguchi-u.ac.jp/eng/support/scholarship/index.html>



(2) 重複申請について

一枚の申請書でタイプA、タイプB及びタイプCの重複申請ができます。重複申請する場合は、申請するタイプ全てに丸印を付してください。

5. 受付期間及び窓口

申請者は、申請書類を必ず次の受付期間及び受付窓口に提出してください。

なお、社会人学生については郵送での受付を可能とします。また、郵送の場合は、令和5年10月16日(月)までに必着するように発送してください。

○受付期間：令和5年10月2日(月)～令和5年10月16日(月) (必着)
土日祝日を除く

○受付時間：8:30～17:15 (12:00～13:00 除く)

○受付窓口：工学部学務課学生係

6. 選考方法

奨学生の選考方法は、次のとおりとする。

- (1) タイプA、タイプB及びタイプCの博士後期課程については、過去2年間(2021年10月以降)の業績により選考します。
- (2) タイプCの博士前期課程については、大学等における成績と過去1年間(2022年10月以降)の業績により選考します。

7. 採否決定及び通知

工学部学生委員会及び本研究科専攻長会議の選考に基づき、創成科学研究科長が採否を決定のうえ、申請者に採否を通知します。

なお、選考はタイプA、タイプB、タイプCの順に行い、重複での決定はありません。

また、採用者は、誓約書(様式4)を創成科学研究科長へ必ず提出してください。

諸連絡のため、採用者の所属・氏名・大学メールアドレス等の情報を常盤工業会へ提供しますので、ご了承願います。

8. 奨学金の支給取り消し

奨学生が、次のいずれかに該当する場合は、原則として既に支給した奨学金を返還しなければなりません。

- (1) 奨学生の責務に反する場合
- (2) 支給年度に、休学、退学又は懲戒処分となったとき
- (3) 支給年度に、90日を超えて海外に渡航したとき
- (4) 虚偽の申請をしたことが判明したとき

9. 奨学金の支給方法

銀行振込により、奨学生の指定口座に一括振込みとなります。(令和5年12月～令和6年1月頃の支給予定。)

(本件照会先)

山口大学工学部学務課学生係

〒755-8611

山口県宇部市常盤台2丁目16番1号

TEL: 0836-85-9011

FAX: 0836-85-9019

E-mail: en302@yamaguchi-u.ac.jp